

## ✚ 貨物概要

木製平台車

性 状：木製台の4角に自在（回転）式キャスター（硬質ゴム車輪使用）をボルト・ナットで固定し、持ち運び用の穴を2箇所あけたものである。方向を変えるための取手、ハンドル等は付いていない。

材 料：厚さ 17.5mm のベニヤ板（ポプラ材）。キャスター取付部のみ2段重ねで厚さ 35mm。

サイズ：600×450mm

用 途：主に引越し荷物等で台車からはみ出る貨物を載せ、その貨物部を押し運搬する。タンス等大きな（長い）貨物には平台車を前後に1台ずつ置いて使用する。

その他：本体重量は1台 5.3kg、耐荷重量は 100kg

包 装：透明ビニール袋に本体のみ1台ずつ包装した物を、4台1カートンに入れ梱包。

## ✚ 分類

関税率表第 8716.80 号（統計番号 8716.80-000）のその他の車両

## ✚ 分類理由

本品は、引越し業、運送業等において、主に荷物を運搬するために使用される物品であり、取手を有しませんが、通常の手付けの台車では運搬できない大きな荷物を載せ、押したり引いたりして荷物を運搬する機能を有する物品です。本品は、人手により押ししたり引いたりすることで、大きな荷物を運搬するように設計された車両であると認められることから、関税率表第 87.16 項及び同表解説第 87.16 項の規定により、機械式駆動機構を有しないその他の車両として、上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）